

[事案 28-191] 転換契約無効請求

・平成 29 年 3 月 3 日 裁定終了

<事案の概要>

転換後の契約内容を誤信していたとして、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 9 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 23 年 9 月に利率変動型積立保険に転換した際、募集人には「転換前と同じ契約内容か」何度も念押ししており、募集人からは「転換前より契約内容が充実し、保険料が少し上がるだけ」と説明されたため契約したが、実際には転換後の契約内容が変わっていたので、転換契約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由から、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、募集人に対して、入院初日から給付金が支払われること、死亡保障についてはそのまま同額を残し、保険料も転換前契約と同程度とすることを希望していた。
- (2) 募集人は、申立人に対して、3、4 回にわたり、設計書や転換比較表を提示して転換契約の内容について説明をし、申立人もその内容に納得し、申込書に自署・押印をしている。
- (3) 申立人が、募集人に対して、本件契約の内容が転換前契約と同じであるか何度も念押しし、募集人が「大丈夫」と回答したという事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。なお、募集人は入院中のため、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の転換を無効とすることは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。